

## 【参考 2】

### 給与所得金額の計算表など

※ 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合は、収入金額などを入力することで給与所得の金額や税額などが**自動計算**されます（詳しくは、3ページから11ページをご覧ください。）。

#### 1 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額		(申告書B第一表の㉒欄の金額)	A
Aの金額		給与所得の金額	
～550,999円		0円	C
551,000円 ～1,618,999円	A - 550,000円	円	
1,619,000円 ～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	A ÷ 4の金額 (千円未満の端数は切捨て) ↓ B	B × 2.4 + 100,000円 円	
1,800,000円 ～3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円 円	
3,600,000円 ～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円 円	
6,600,000円 ～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	円	

#### ○ 所得金額調整控除

次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額（F又はJ）をCの金額から控除します。

なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。

詳しくは、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の10ページをご覧ください。

① Aの金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合		
Aの金額	(最高1,000万円)	D
	円	
D - 850万円		E
	円	
所得金額調整控除額 (E × 0.1)		F
	円	
差引金額 (C - F)		G
	円	
② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合		
Cの金額	(最高10万円)	H
	円	
公的年金等の雑所得の金額 (※)	(最高10万円)	I
	円	
所得金額調整控除額 (H + I) - 10万円		J
	円	
差引金額	①の計算をした場合 (G - J)	K
	①の計算をしなかった場合 (C - J)	
	円	

※ 「公的年金等の雑所得の金額」については、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページをご覧ください。

○ ここで計算した給与所得の金額（C）又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額（G又はK）は、申告書B第一表の**所得金額等**「⑥給与」欄へ転記します。

#### 2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表の㉖欄の金額)	L
	円	

(注) 申告書第三表の**税金の計算**「㉖課税される所得金額」欄の書き方は、20ページ、26ページ、33ページ、39ページの「**課税される所得金額の計算**」を参照してください。

Lの金額	M(所得税の税率)	N(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円～1,949,000円	0.05 (5%)	0円	(L × M - N)
1,950,000円～3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円～6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円～8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円～17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円～39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円～	0.45 (45%)	4,796,000円	
			円 (申告書第三表㉘欄へ)